



治療や検査、警察への連絡などは、被害者の同意を得て行います。
妊娠や性感染症の心配があったら、必ず産婦人科を受診してください。

● 診察／傷の手当て／他の医療機関の紹介

診察し、身体の傷の手当てをします。症状によっては他の医療機関（外科、心療内科・精神科など）を紹介します。

● 緊急避妊

被害から**72時間以内**であれば、緊急避妊薬（ノルレボ[®]錠など）を処方します。緊急避妊薬の服用によりほとんどの場合は妊娠を避けられます。服用開始が早いほど妊娠を避けられるため、被害後できるだけ早く受診することが大切です。また、72時間をすぎても、5日間以内であれば、IUD（子宮内避妊具）を用いた避妊措置を行う方法もあります。

● 性感染症検査とその治療

性感染症（梅毒、エイズ、クラミジア、淋菌、B型肝炎、C型肝炎など）の検査と治療をします。性感染症の種類によって検出時期が異なるため、検査は初診時、2週間後、8週間後の3回程度行う必要があります。

● 妊娠に関する相談

妊娠や中絶についての相談を受けています。

● 警察への連絡

警察へ連絡しないで産婦人科を受診した場合、被害者が希望すれば、病院側から警察に連絡することができます。被害者の同意がないのに、警察に連絡することはありません。
(⇒ 警察の支援は13ページ)

● 証拠採取

加害者を特定するための客観的な証拠を採取することができます※

- 身体(性器を含む)への負傷の状況
- 加害者の毛髪や体液(唾液、精液など)

※ 証拠採取はすべての病院で対応できるわけではないので、可能であれば、警察に相談して、警察から紹介された病院を受診することをおすすめします。

※ 警察に相談の上受診した場合には緊急避妊費用、初診料、診断書料、性感染などの検査費用、人工妊娠中絶費用などが公費負担となる場合があります。詳しくは、13ページを参照してください。





警察は、犯人の逮捕だけでなく、あなたの安全を守ったり、様々な支援ができます。被害の届け出をためらっている場合でも相談することができます。

● 被害者への情報提供

パンフレット「被害者の手引」で刑事手続の流れなどを説明しています。「被害者連絡制度」により捜査の状況などについて、情報を提供しています。さらに、被害者の方の希望に応じて、地域警察官が被害者訪問・連絡活動を実施します。

● 相談・カウンセリング

各都道府県警察では、性犯罪に係る被害や捜査に関する相談を受け付ける「**性犯罪被害110番**」等の相談電話や「**性犯罪被害者相談コーナー**」等の相談室を設置し、女性の警察官等が相談に応じています。届出を迷っている場合も相談できます。

また、警察のカウンセラーによるカウンセリングを行える場合もあります。（⇒ 性犯罪被害相談電話設置一覧表は20ページ）

● 緊急避妊等の経費負担

各都道府県警察では、被害者の初診料、診断書料、緊急避妊費用、性感染症などの検査費用、人工妊娠中絶費用などを公費で負担しています。

● 犯罪被害給付制度

被害によって怪我を負ったり、病気になった場合（重傷病給付金）や、身体に障害が残った場合（障害給付金）、あるいは遺族（遺族給付金）に給付金が支給される制度があります。

この制度では対象となる犯罪や病気・障害の程度など様々な条件がありますので、希望する場合には、警察に相談してください。



● 女性の警察官による捜査

あなたが望む場合には、女性の警察官があなたからの事情聴取や、証拠採取、証拠品の受領、病院等への付き添い、捜査状況の連絡などを担当します。

● 証拠採取における配慮

被害者の衣服や身体から証拠を採取する場合には、被害者にできるだけ負担をかけないように配慮しています。また、産婦人科と連携して、安心して検査や治療を受けられるようにしています。証拠として衣類を預かる場合には、着替えも用意しています。被害状況を確認するための再現を行う必要があるときには、人形を使うなどの方法で気持ちの負担を和らげるようにしています。

● 被害者の安全確保

被害者は、警察に相談したり、届け出たりすることで犯人などから仕返しをされるのではないかと不安を持つことがあります。警察では、被害者との連絡を密にし、防犯指導など必要な助言を行います。また、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロール等を強化したり、緊急通報装置を貸出しするなど、被害者の方の不安を解消し、危害を未然防止するための種々の対策を講じています。

※ここでは、性暴力被害者が必要とすると考えられるものを記載しました。
詳しくは、警察庁ホームページ「警察による犯罪被害者支援」をご覧ください。

<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>

警察庁 犯罪被害

検索



警察に届け出てからの警察での手続きについては、**24-25**ページの「刑事手続の流れ」をご覧ください。

被害者支援団体ができること



ここでは、主に全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体や性暴力救援センターで行っている支援を紹介しています。

電話相談・面接相談

- ◆ 被害にあった方やご家族の悩みや困り事について、電話や面接でご相談を受けています。どうしてもよいかわからない時にも一緒に考えます。
- ◆ 警察への届け出やその後の刑事手続き、裁判などの司法手続きについての相談を受けています。
- ◆ 支援機関やその窓口、支援制度(犯罪被害給付金含む)などについて説明します。
- ◆ 受診できる病院を探して紹介します。

直接支援

付き添い支援

- ◆ 必要に応じて、警察や検察庁、病院などへ付き添います。
- ◆ 裁判で証人になったり、傍聴するときなど法廷などへの付き添いを行います。

専門家の紹介

- ◆ 必要に応じて、弁護士、医師、カウンセラーなどの専門家を紹介します。

心理カウンセリング

- ◆ 心理カウンセラーが心の相談やカウンセリングを行います。

団体（連絡先は21ページ）によって提供している支援が異なりますので、電話で確認してください。電話は匿名でかけることもできます。

性暴力救援センター

性暴力救援センターでは、主に24時間のホットラインで支援員が電話相談を受けています。被害直後の被害者のニーズに応じて、総合的な支援を行っています。病院が拠点となっているところでは速やかに産婦人科のケアが受けられます。あなたが必要とすれば、支援員が産婦人科の診療や警察への通報・付き添いもできます。弁護士や他の相談機関への紹介も行います。

⇒ 連絡先は22ページ





検察庁

- ◆ 検察庁では、警察から送致された事件について、更に捜査を行い、起訴・不起訴の処分を決定します。裁判所に公判請求した事件については、公判で有罪を立証し、求刑をします。犯罪被害者の方々から詳しく事情を聞き、処分結果等を通知し、被害者の諸権利を説明します。被害者が、公判で裁判所に被害者特定情報秘匿申立や被害者参加申立をする場合、全て検察官を通じて行います。
- ◆ 犯罪被害者に対しては、以下のような支援制度があります。

被害者支援員
制度

被害者等通知制度

関係機関・団体等
の紹介

被害者ホットライン

※詳しくは、検察庁ホームページ「犯罪被害者の方々へ」をご覧ください。

<http://www.kensatsu.go.jp/higaisha/index.htm>

検察庁 犯罪被害者の方々へ

検索



法テラス

- ◆ 以下の内容について支援しています。

刑事手続の
流れを説明

各種支援制度
を紹介

弁護士の紹介

経済的援助制度の
説明, 手続き ※



※弁護士を依頼する場合の費用等について、資産額など一定の要件のもと、法テラスを通じて利用することができる制度があります。

詳しくは、法テラスホームページ「犯罪被害者支援」をご覧ください。

<http://www.houterasu.or.jp/higaishashien/>

法テラス 犯罪被害者支援

検索



弁護士

- ◆ 以下の内容について支援しています。弁護士の紹介は法テラスで行っています。

捜査機関
への
告訴・告発

警察署
検察庁
裁判所等
付き添い

損害賠償
請求
示談交渉

被害者参加
弁護士

犯罪被害者等
給付金の
代理申請

マスコミ
対応

※弁護士費用は、支援の内容、程度などによって異なります。

経済的に余裕のない方には、経済的援助の諸制度があります（いずれの制度も、利用には一定の条件があります）。

詳しくは、日本弁護士会ホームページ「犯罪の被害者に遭われた方へ」をご覧ください。

http://www.nichibenren.or.jp/contact/crime_victims.html

日弁連 犯罪の被害

検索





ここでは、**精神科**や**心療内科**について紹介しています

こんな時には精神科や心療内科に相談しましょう

- 眠れない, 食欲がない, 強い不安や恐怖で落ち着かないなどの症状が長く(数週間)続いている時
- 不安や不眠, 気持の落ち込みなどの心の問題で, 学校や職場に行くのが困難だったり, 外出できないなど日常生活や社会生活に支障をきたしている時
- 死にたいあるいは, 自分を傷つきたいという気持ちや行動がある時
- 気持がつかなくてどうしたらよいかわからない時

近所の精神科がわからない, どこに通院したらよいかわからない場合には, 最寄りの保健所や精神保健福祉センター, 被害者支援団体, 警察の性犯罪被害相談電話などにお問い合わせください。(⇒ 各機関の一覧は20-22ページ)

精神科や心療内科での治療や相談



<予約・受診>

予約制の病院が多いです。早めに電話で予約をしましょう。その際, 女性の医師の診察が受けられるかなど問い合わせましょう。初診(最初の診察)は時間がかかることが多いので, あらかじめ時間の余裕を見ておきましょう。

* 大学病院などでは紹介状が必要なことがあります。そういう時には, 近所のかかりつけのお医者さんから紹介状をもらいましょう。

<面接・検査・診断>

まずお話を伺い, どのような症状があるのか, どのような病気なのかを診断します。その際, 心理検査が行われることもあります。

<治療>

診断に基づいて, お薬による治療や精神療法(お話を聞いて問題を一緒に考える)が行われます。お薬について疑問なことや心配なことはしっかり聞きましょう。

- * 心理カウンセラーによるカウンセリングは実施できる場所とできないところがあります。また, カウンセリングは自費診療になる場合もあります。かかっている医療機関に相談してみてください。
- * 精神科の外来通院には自立支援法に基づく, 公費負担制度が適用できる場合があります。あなたの住んでいる市町村の担当窓口で申請できます。